

災害時被害状況報告の手引き

1 目的

災害が発生した場合、茅ヶ崎市（以下「市」という。）は初動体制の確立、限られた職員の中での適切な人員配置、被害情報の収集、避難所の運営、避難者対策等の膨大な作業を迅速に対応することが求められます。

この手引きは、発災時に介護サービス事業所及び施設が市へ被害状況を報告することで、市が適切な対応をとれるよう、被害状況を把握することを目的として作成したものです。

2 被害状況報告書の提出条件

次の事態が発生した場合には、**利用者・職員の安全を確保した後**すみやかに被害状況報告書を提出してください。

- (1) 市内で震度5弱以上の地震が発生したとき
- (2) 施設が床下浸水以上の被害にあったとき
- (3) がけ崩れ及び土石流による被害にあったとき
- (4) 被害状況を報告した後、状況に変化が生じたとき
- (5) その他、報告の必要性が認められるとき

3 被害状況報告書を提出する事業所及び施設について

市へ被害状況報告書を提出するのは、次の(1)から(21)までの事業所及び施設です。

※通所系サービスについては、サービス提供中に災害が発生したときのみ提出してください。

- (1) 通所介護・地域密着型通所介護・第1号通所事業
- (2) (介護予防) 通所リハビリテーション
- (3) (介護予防) 短期入所生活介護
- (4) (介護予防) 短期入所療養介護
- (5) (介護予防) 特定施設入居者生活介護
- (6) (介護予防) 認知症対応型通所介護
- (7) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護
- (8) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護
- (9) 看護小規模多機能型居宅介護
- (10) 地域密着型特定施設入居者生活介護
- (11) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (12) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- (13) 介護老人保健施設
- (14) 介護医療院（介護療養型医療施設）
- (15) ケアハウス
- (16) ケアセンター
- (17) 地域包括支援センター
- (18) 有料老人ホーム
- (19) サービス付高齢者住宅
- (20) 養護老人ホーム
- (21) 軽費老人ホーム

※現在市内には所在しないものもあります。

4 提出書類

（別紙1）被害状況報告書

災害時被害状況報告の手引き

5 提出方法

次のいずれかの方法で提出してください。

(1) 高齢福祉介護課へ電子メールにて提出

(メールアドレス) koureikaigo@city.chigasaki.kanagawa.jp

(2) 高齢福祉介護課へFAXにて提出 (FAX番号 0467-82-1435)

(3) 通信手段が断絶されている場合は、最寄りのMCA無線設置事業所より、MCA無線で被害状況報告書の内容を高齢福祉介護課へ報告

(4) 最寄りのMCA無線設置事業所が被災している場合は、他のMCA無線設置事業所または最寄り市内の公立小中学校より、被害状況報告書の内容を高齢福祉介護課へ報告

(5) 上記(1)～(4)による提出が困難な場合は、直接高齢福祉介護課へ提出

6 その他

この手引きは適宜改訂し、市のホームページ (ページ番号 C1004248) へ掲載します。

※ ホームページの検索窓に上記ページ番号を入力すると、この手引きの掲載ページを検索できます。

7 ハザードマップ等による被害区域の予測

市内の一部の事業所及び施設が被害想定区域内に所在又は隣接しています。

● 「小出川・千の川および目久尻川の想定し得る最大規模降雨による洪水浸水想定区域」
(神奈川県より公表)

● 「茅ヶ崎市津波ハザードマップ」津波浸水想定

● 「茅ヶ崎市洪水ハザードマップ (小出川、千の川、駒寄川及び内水版)」河川の氾濫による浸水想定区域

● 「茅ヶ崎市洪水・土砂災害ハザードマップ (相模川版)」想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域

● 「茅ヶ崎市土砂災害ハザードマップ」がけ崩れ等が予想される区域

● 「神奈川県地震被害想定調査の結果」茅ヶ崎市の地震被害想定概要 (神奈川県より公表)

洪水ハザードマップ等は茅ヶ崎市公式ホームページ及び茅ヶ崎市地図サービス「まっぷdeちがさき」から確認できます。

作成日 平成24年1月11日

改訂日 平成24年4月23日

平成24年6月29日

平成27年4月 1日

平成29年3月21日

平成30年4月 1日

平成30年8月 1日

令和元年5月10日

令和 2年4月 1日